

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月11日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	日本社宅サービス株式会社
【英訳名】	Japan Corporate Housing Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹 晃弘
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹筒町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹村 清紀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹筒町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 竹村 清紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成21年7月1日 至平成22年6月30日
売上高(千円)	1,432,922	1,459,929	6,008,890
経常利益(千円)	94,535	143,670	582,852
四半期(当期)純利益(千円)	46,433	69,561	363,009
純資産額(千円)	1,267,946	1,623,969	1,640,181
総資産額(千円)	4,820,502	5,120,164	4,640,107
1株当たり純資産額(円)	51,223.95	63,770.09	64,406.72
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1,875.85	2,731.54	14,355.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	26.3	31.7	35.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	702,361	465,854	301,675
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	21,977	19,195	190,696
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	998,063	532,189	321,031
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	1,077,931	1,321,748	1,236,218
従業員数(人)	487	483	482

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	483	(288)
---------	-----	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、グループ外部から当社グループへの出向者を含みます。

2. 臨時雇用者数は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しており、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。

### (2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	176	(91)
---------	-----	------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

2. 臨時雇用者数は( )内に当第1四半期会計期間の平均人数を外数で記載しており、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績  
 該当事項はありません。

(2) 受注状況  
 該当事項はありません。

(3) 販売実績  
 当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
社宅管理事 務代行事業	社宅管理事務代行	665,378	104.9
	システム導入	1,573	32.7
	その他	34,050	124.4
	小計	701,001	105.1
施設総合管 理事業	マンション等施設管理	654,403	97.1
	修繕工事	80,110	115.6
	その他	24,413	105.7
	小計	758,927	99.0
合計		1,459,929	101.9

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国向けの輸出の増加や政府の経済対策による個人消費の下支えなどから一部の企業に業績の底打ち感が見られるものの、国内景気は、雇用・所得環境の低迷や急激な円高の進行などにより不透明感が強まってまいりました。

当社グループが主力とする社宅管理事務代行事業のアウトソーシング分野においては、社宅制度の見直しを含めた社内コストの削減に対する需要が旺盛になっていることから、前期に比べ大口企業のニーズが活発化し、引き続き需要拡大が見込まれております。一方で、施設総合管理事業においては、マンション管理費用の圧縮、単価の見直し要請等により、競合他社との競争が激化する厳しい状況にありますが、修繕工事などの居住性能を維持するための需要は前期を若干上回り、受注状況は緩やかな回復傾向にあります。

このような状況下、当社グループといたしましては、現在、平成25年6月期を最終年度とする中期3ヵ年経営計画を推進しており、「ストックビジネスによる安定と顧客の拡大による成長」「提供サービスの拡充によるカスタマーバリューの拡大」「オペレーショナルエクセレンスの追究」の基本戦略を引き続き推し進めております。

その結果、売上高14億59百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益1億49百万円（同46.9%増）、経常利益1億43百万円（同52.0%増）、四半期純利益は69百万円（同49.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 社宅管理事務代行事業

当事業におきましては、既存顧客件数が増加したことに加え、前期に受注した顧客が予定どおりに稼働したことから、受託収入の根幹となる業務委託料の売上が堅調に推移いたしました。

その結果、売上高7億1百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益1億44百万円（同21.9%増）となりました。

#### 施設総合管理事業

当事業におきましては、競合他社との競争が激化する中、固定サービスに加え、顧客満足度の向上を目指したサービスの高品質化と多様化を提案すると共に、継続的な全社レベルの合理化策等の推進を図ってまいりました。

その結果、売上高は7億58百万円（前年同期比1.0%減）、営業利益4百万円（前年同期は営業損失17百万円）となりました。なお、販売費及び一般管理費にのれん償却27百万円を計上しております。

#### (2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ4億80百万円増加し、51億20百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ4億89百万円増加し、42億17百万円となりました。これは主に営業立替金の増加4億89百万円によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ9百万円減少し、9億3百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ4億96百万円増加し、34億96百万円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ4億94百万円増加し、33億61百万円となりました。これは主に短期借入金の増加5億99百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ16百万円減少し、16億23百万円となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前第1四半期連結会計期間末に比べて2億43百万円増加し、13億21百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において営業活動により減少した資金は、4億65百万円（前年同四半期は7億2百万円の資金の減少）となりました。これは主として、社宅管理事務代行事業等における営業立替金の増加4億89百万円によるものであります。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果、増加した資金は19百万円（前年同四半期は21百万円の減少）となりました。これは主として定期預金の払戻による収入10百万円及び投資有価証券の売却による収入が51百万円あったものの、投資有価証券の取得による支出28百万円、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出13百万円によるものであります。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果、増加した資金は5億32百万円（前年同四半期は9億98百万円の資金の増加）となりました。これは主として営業立替金の増加に伴う短期借入金の増加5億99百万円によるものであります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

#### (5) 株式会社の支配に関する基本方針について

##### 基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、ビジネスプロセスアウトソーシング企業として、成長を継続し企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。

当社は、株式の大量買付行為（いわゆる敵対的買収）であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、近年我が国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、また株主及び投資家の皆様に十分な情報開示が行われることなく、一方的に株式等の大量買付が行われる事例が少なからず見受けられます。これら株式の買付行為の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社において、そのような事態に至った場合、その結果として当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

このような大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は買収防衛策を導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

##### 企業価値への取り組み

当社は、平成10年の設立以来、「お客様に最高の満足と、集う人々の幸福の創造と拡大をし続け、夢の総和の実現をはかる」ことを基本理念として、公明正大な経営を目指してまいりました。創業の初期段階においては、日本全国の優良不動産会社とのフランチャイズ契約による独自のネットワーク「日本社宅ネット」を主宰し、顧客企業の従業員の転職や転居をフルサポートしてまいりました。加えて企業の人事福利厚生分野の多様なニーズに応えるため、各種住宅の事務運営管理代行サービス及び福利厚生全般に関するコンサルティング業務を行ってまいりました。そして、平成18年4月よりダイワード株式会社を当社グループに加えることにより、アウトソーシングサービスの提供範囲をマンション等の建物管理まで拡大させ、新しい高付加価値サービスへの事業展開を推進してまいりました。

今般、当社は、平成25年6月期を最終年度とする中期経営計画（ローリング）を策定し、「事業規模・利益規模の拡大」と「新しい収益の柱となる第三の事業の創出」を中期的な経営方針とし、ストックビジネスによる安定と顧客の拡大による成長、提供サービスの拡充によるカスタマーバリューの拡大、及びオペレーショナルエクセレンスの追究からなる経営の基本戦略により、中期経営計画を推進することが、当社のステークホルダーの皆様に利益をもたらすものと考えております。

## コーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化

当社は、中期経営計画を押し進め企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。

さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。

今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

## 基本方針に則り、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年9月28日開催の第9期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株券等の大量買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入しておりますが、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び議論の進展を受け、本対応方針がさらに当社の企業価値及び株主共同の利益に沿うものとなるよう検討を行い、平成22年9月28日に開催された定時株主総会で株主の皆様のご承認を得て本対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を一部変更の上継続することとなりました。

本プランの主な内容は、具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社の独立委員会は、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（新株予約権の無償割当て等の実施）を取締役に勧告いたします。なお、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は取締役会の意見等を慎重に検討し、対抗措置の発動の是非について、外部専門家等の助言を受けるとともに、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものいたします。また、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないとして判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

買付行為の提案があった事実及び提供された必要情報は、株主の皆様のご判断の為に必要であると認められる場合、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、独立委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動及び不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円以上で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成22年9月28日開催の当社第12期定時株主総会での承認可決の日から、平成25年6月期にかかる定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの廃止は、株主総会により承認された後であっても、a.株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、b.株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の承認を得たうえで、株主総会における株主の皆様の本プラン導入に対するご承認の趣旨に反しない範囲（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合、株主の皆様にご不利益を与えない場合等を含みます。）において、本プランを修正し、または変更する場合があります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大量買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。なお、当社取締役会の決定により当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 前記の取組みについての当社取締役会の判断

前記 に記載したコーポレート・ガバナンス強化による企業価値の最大化は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであると考えております。

また、前記 に記載した本プランは、以下の7つの要件を満たすことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない内容であると考えております。

- a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- c. 合理的な客観的発動要件があること
- d. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
- e. 株主意思を尊重していること
- f. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
- g. 随伴性のない買収防衛策ではないこと

#### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却及び売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,000
計	114,000

(注) 平成22年8月11日開催の取締役会決議により、平成22年10月1日付で株式分割が行われ、発行可能株式総数は11,286,000株増加し、11,400,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	29,925	2,992,500	東京証券取引所 マザーズ	単元株式数100株
計	29,925	2,992,500	-	-

(注) 平成22年10月1日付の株式分割に伴い、発行済株式数は2,962,575株増加し、2,992,500株となっております。また、1単元の株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年9月28日定時株主総会決議（第2回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	513
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	513
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 291,000
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成27年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291,000 資本組入額 145,500
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社及び当社の子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。(新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。) 2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 平成18年1月18日付で、当社株式1株を3株に分割しております。これにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

## 平成17年9月28日定時株主総会決議（第3回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	18
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1株につき 281,983
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成27年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 281,983 資本組入額 140,992
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社及び当社の子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。(新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。) 2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 平成18年1月18日付で、当社株式1株を3株に分割しております。これにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

## 平成17年9月28日定時株主総会決議（第4回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	228
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	1株につき 304,250
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成27年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 304,250 資本組入額 152,125
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社及び当社の子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。(新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。) 2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 本新株予約権の発行の日(以下、「発行日」という)後、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整し、調整により生じる1株の100分の1未満の端株はこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行日以降、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、株式の数については当社が必要と認める調整を行う。

2. 発行日以降、株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{新株発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または株式交換若しくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 平成18年1月18日付で、当社株式1株を3株に分割しております。これにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	-	29,925	-	603,250	-	350,499

(注)平成22年8月11日開催の取締役会決議により、平成22年10月1日付で株式分割が行われ、発行済株式数は2,962,575株増加し、2,992,500株となっております。

( 6 ) 【大株主の状況】  
当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容を確認した結果、以下の通りとなっております。

なお、当社は平成22年8月11日開催の取締役会にて平成22年10月1日付効力発生の株式分割及び単元株制度導入の決議を行ったため、その基準日となる平成22年9月30日現在の株主名簿を入手したものであります。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,459	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,466	25,466	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	29,925	-	-
総株主の議決権	-	25,466	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本社宅サービス株式会社	東京都新宿区笹塚町35	4,459	-	4,459	14.90
計	-	4,459	-	4,459	14.90

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月
最高(円)	64,800	65,000	61,800 613
最低(円)	60,600	57,300	59,200 593

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成22年10月1日、1株 100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,345,978	1,270,389
売掛金	119,994	142,139
営業立替金	2,272,670	1,783,442
商品	1,530	1,627
仕掛品	1,801	925
原材料及び貯蔵品	1,974	1,029
その他	476,073	530,732
貸倒引当金	2,946	2,853
流動資産合計	4,217,076	3,727,433
固定資産		
有形固定資産	116,285	117,761
無形固定資産		
のれん	282,517	310,014
その他	72,265	68,495
無形固定資産合計	354,782	378,510
投資その他の資産	432,019	416,402
固定資産合計	903,088	912,674
資産合計	5,120,164	4,640,107
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	152,371	206,587
短期借入金	1,938,000	1,339,000
未払法人税等	79,360	147,713
営業預り金	591,832	590,510
賞与引当金	83,211	20,757
役員賞与引当金	7,096	31,137
その他	509,337	531,415
流動負債合計	3,361,208	2,867,121
固定負債		
退職給付引当金	134,987	132,804
固定負債合計	134,987	132,804
負債合計	3,496,195	2,999,925
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	603,250	603,250
資本剰余金	350,499	350,499
利益剰余金	1,063,438	1,075,368
自己株式	352,092	352,092
株主資本合計	1,665,096	1,677,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	41,127	36,844
評価・換算差額等合計	41,127	36,844
純資産合計	1,623,969	1,640,181
負債純資産合計	5,120,164	4,640,107

(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,432,922	1,459,929
売上原価	1,159,184	1,128,709
売上総利益	273,738	331,219
販売費及び一般管理費	171,810	181,502
営業利益	101,927	149,717
営業外収益		
受取利息	138	168
受取配当金	128	119
受取手数料	240	253
未払配当金除斥益	335	107
雑収入	73	184
営業外収益合計	914	833
営業外費用		
投資事業組合運用損	8,246	6,841
雑損失	60	39
営業外費用合計	8,306	6,880
経常利益	94,535	143,670
税金等調整前四半期純利益	94,535	143,670
法人税、住民税及び事業税	62,060	75,689
法人税等調整額	13,957	1,581
法人税等合計	48,102	74,108
少数株主損益調整前四半期純利益	-	69,561
四半期純利益	46,433	69,561

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	94,535	143,670
減価償却費	11,862	10,961
のれん償却額	27,497	27,497
貸倒引当金の増減額(は減少)	296	93
賞与引当金の増減額(は減少)	65,425	62,453
役員賞与引当金の増減額(は減少)	17,269	24,040
退職給付引当金の増減額(は減少)	4,459	2,183
受取利息及び受取配当金	266	287
支払利息	1,313	1,208
投資事業組合運用損益(は益)	8,246	6,841
売上債権の増減額(は増加)	15,669	22,145
仕入債務の増減額(は減少)	26,174	54,216
営業立替金の増減額(は増加)	579,430	489,228
たな卸資産の増減額(は増加)	19	1,725
前受金の増減額(は減少)	28,018	10,302
営業預り金の増減額(は減少)	114,875	1,321
その他	59,369	25,952
小計	596,117	327,377
利息及び配当金の受取額	266	271
利息の支払額	1,758	1,416
法人税等の支払額	104,751	137,332
営業活動によるキャッシュ・フロー	702,361	465,854
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	-	10,000
有形固定資産の取得による支出	22,067	4,284
無形固定資産の取得による支出	-	8,970
投資有価証券の取得による支出	60	28,762
投資有価証券の売却による収入	-	51,212
その他	150	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,977	19,195
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,038,000	599,000
配当金の支払額	39,936	66,810
財務活動によるキャッシュ・フロー	998,063	532,189
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	273,724	85,530
現金及び現金同等物の期首残高	804,207	1,236,218
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,077,931	1,321,748

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成22年7月1日  
至平成22年9月30日)

会計処理基準に関する事項の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成22年7月1日  
至平成22年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
有形固定資産に係る減価償却累計額は、198,222千円です。	有形固定資産に係る減価償却累計額は、192,462千円です。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)																										
販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。																										
<table> <tr><td>役員報酬</td><td>30,772千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>31,623千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>6,798千円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>5,865千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>296千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>27,497千円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>16千円</td></tr> </table>	役員報酬	30,772千円	給与手当	31,623千円	賞与引当金繰入額	6,798千円	役員賞与引当金繰入額	5,865千円	貸倒引当金繰入額	296千円	のれん償却額	27,497千円	退職給付費用	16千円	<table> <tr><td>役員報酬</td><td>32,671千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>36,110千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>7,350千円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>7,096千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>93千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>27,497千円</td></tr> </table>	役員報酬	32,671千円	給与手当	36,110千円	賞与引当金繰入額	7,350千円	役員賞与引当金繰入額	7,096千円	貸倒引当金繰入額	93千円	のれん償却額	27,497千円
役員報酬	30,772千円																										
給与手当	31,623千円																										
賞与引当金繰入額	6,798千円																										
役員賞与引当金繰入額	5,865千円																										
貸倒引当金繰入額	296千円																										
のれん償却額	27,497千円																										
退職給付費用	16千円																										
役員報酬	32,671千円																										
給与手当	36,110千円																										
賞与引当金繰入額	7,350千円																										
役員賞与引当金繰入額	7,096千円																										
貸倒引当金繰入額	93千円																										
のれん償却額	27,497千円																										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 1,112,103千円	現金及び預金勘定 1,345,978千円
預入期間が3ヶ月を超える	預入期間が3ヶ月を超える
定期預金 34,171	定期預金 24,229
現金及び現金同等物 1,077,931	現金及び現金同等物 1,321,748

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,925株(注)

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,459株(注)

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月28日 定時株主総会	普通株式	81,491	3,200	平成22年6月30日	平成22年9月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(注)当社は、平成22年8月11日開催の取締役会にて平成22年10月1日付効力発生の株式分割及び単元株制度導入の決議を行い、平成22年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。分割後の当社の発行済み株式総数は2,992,500株、自己株式数は445,900株となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	社宅管理 事務代行業 (千円)	施設総合 管理事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	666,680	766,241	1,432,922	-	1,432,922
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	3,842	3,842	(3,842)	-
計	666,680	770,084	1,436,764	(3,842)	1,432,922
営業利益又は営業損失( )	118,757	17,275	101,481	445	101,927

(注)1.事業区分の方法

事業は、事業の種類類似性を考慮して区分しております。

2.各事業区分に属する主要な事業

事業区分	主要サービス
社宅管理事務代行業	社宅管理事務代行、システム開発他
施設総合管理事業	マンション等施設管理、修繕工事他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

本邦以外の国、または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。



【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社グループの取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは各社で独立した単一事業を取り扱っており、会社単位で戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは各社の事業区分である「社宅管理事務代行業業」及び「施設総合管理事業」の2つを報告セグメントとしております。

「社宅管理事務代行業業」は、社宅管理事務に関する代行業務とそれに関わるシステム導入等のサービスを行っております。「施設総合管理事業」は、マンション等の施設管理及び修繕工事等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

	報告セグメント		合計 (千円)	調整額 (千円) (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額 (千円) (注)2
	社宅管理事 務代行業業 (千円)	施設総合管 理事業 (千円)			
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	701,001	758,927	1,459,929	-	1,459,929
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	2,981	2,981	(2,981)	-
計	701,001	761,909	1,462,910	(2,981)	1,459,929
セグメント利益	144,766	4,403	149,170	546	149,717

(注) 1. セグメント利益の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品関係の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものでないため記載を省略しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

当連結グループ会社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)  
該当事項はありません。

[次へ](#)

(資産除去債務関係)  
該当事項はありません。

[次へ](#)

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

[次へ](#)

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 63,770.09円	1株当たり純資産額 64,406.72円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 1,875.85円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 2,731.54円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	46,433	69,561
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	46,433	69,561
期中平均株式数(株)	24,753	25,466
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		



(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
 (自平成22年7月1日  
 至平成22年9月30日)

株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成22年8月11日開催の取締役会における株式分割及び定款の一部変更の決議に基づき、平成22年10月1日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社は、平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を導入し、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図るものであります。

(2) 株式分割の割合

普通株式の1株を100株に分割しております。

(3) 単元株制度の導入

普通株式の単元株式数を100株としております。

(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期

平成22年10月1日を効力発生日としております。

当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報及び当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
637.70円	644.06円

1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間		当第1四半期連結累計期間	
1株当たり四半期純利益金額	18.75円	1株当たり四半期純利益金額	27.31円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため記載しておりません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

日本社宅サービス株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 多和田 英俊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 土肥 真 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

日本社宅サービス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 多和田 英俊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土肥 真 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。